

# 群馬大学教育学部附属中学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは生徒の心身の健全な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介したいわゆる「ネット上のいじめ」はいじめを一層見えにくいものになっている。いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込む必要がある。

このため、本校ではいじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を明らかにし、「いじめ防止基本方針」として作成した。

## 1 いじめに対する基本的な考え方

### □いじめの定義

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは「当該児童生徒が、一定の人間関係のあるものから、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。  
(文部科学省平成 19 年 1 月)

### □いじめの様態

様態とは＝心理的・物理的な攻撃のこと

◆心理的 ■物理的

現行定義（19 年 1 月以降）

- ◆冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる
- ◆仲間外れ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする。
- 酷くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆パソコンや携帯電話で、誹謗中傷やイヤなことをされる。

## 2 いじめの未然防止のために

### □未然防止の取組の重要性—いじめを許さない生徒をつくる—

- 学校生活の中では、生徒同士のトラブルはある意味日常的なものといえる。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然防止を図ることが何よりも重要である。
- 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方をする。
- 未然防止の考え方とは、被害者を守るという意味だけの未然防止策だけでなく、加害者にさせないよ

うにという意味での未然防止策をする。

### □いじめの未然防止に向けての手だて

#### ○学級経営の充実

- ・生徒に対する教員の受容的、共感的態度により、生徒一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- ・生徒の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団作りを進める。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てる。(いじめの大半は言葉によるものである。「キモい」「ウザい」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を行う。)
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行う。  
また、改善に向けて粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- ・生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等により把握する。
- ・担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。

#### ○授業中における生徒指導の充実

- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して生徒たちの学び合いを保障する。

#### ○道徳

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

#### ○学級活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合う。
- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・発達段階に応じて、いじめに心理について学習する。
- ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング(相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル)等を活用し、学習する。

#### ○学校行事

- ・旅行・集団宿泊的行事では、達成感や感動、人間関係の深化が得られるようにする。

#### ○学友会活動

- ・生徒たちが自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、学友会活動を進める。

## 3 いじめの早期発見について

### □いじめを発見する手だて

#### ○教員と生徒との日常の交流を通じた発見

- ・生活ノートやチャンス相談、休み時間や放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。

#### ○複数の教員の目による発見

- ・多くの教員が様々な教育活動を通して生徒にかかわることにより、発見の機会を多くする。

#### ○アンケート調査

- ・「生活に関するアンケート」を毎月行う。
- ・アンケートの集計は生徒支援委員会で報告、及び、生徒学校全体で共有し、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

#### ○教育相談を通じた把握

- ・定期教育相談(5月、11月、2月各2週間)や生徒が希望するときには面談ができる体制を整える。

### □学級内の人間関係を客観的にとらえる

○学級内や部活動等での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展するケースもあるので、教員間の情報交換を行う。4月と11月にはQ-U検査を行う。

#### □いじめを訴えることの意義と手段の周知

○いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日ごろから指導する。

○学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭に周知する。

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・スクールカウンセラー、教育相談員への申し込み方法を周知する。

○関係機関（いじめ対策室等の相談機関）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で周知する。

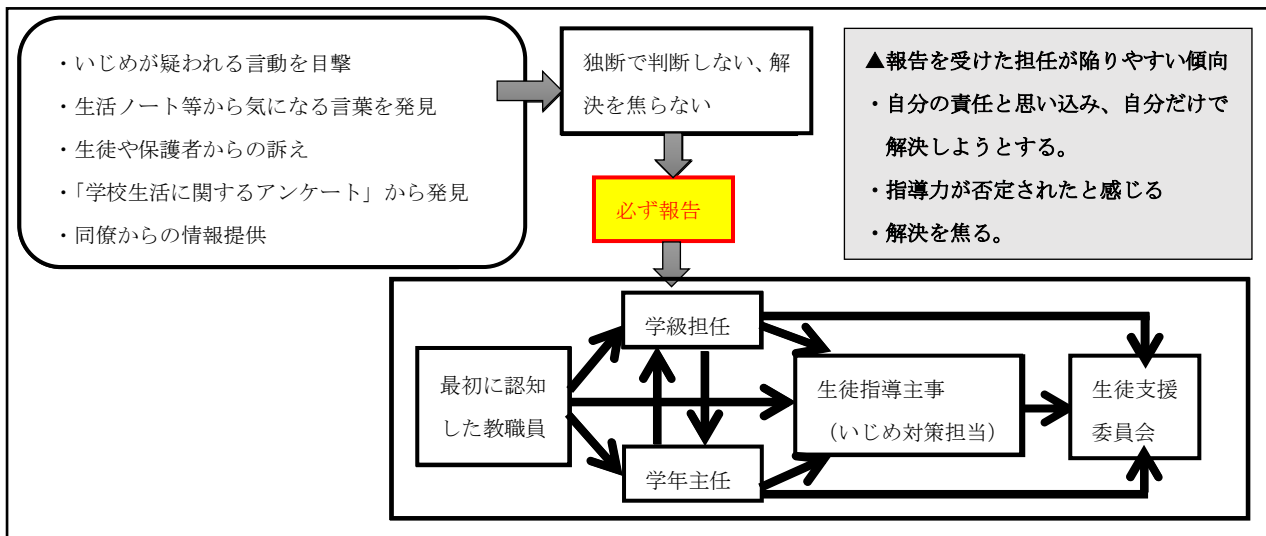
#### □保護者や地域からの情報提供

○日ごろから、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾ける。

## 4 いじめの発見から解決まで

### □発見から指導、組織的対応の展開

#### 1 いじめの情報（気になる情報）のキャッチ



#### 2 いじめ対策委員会の組織編成

校長、○副校長、○教務主任、○生徒指導主事、○学年主任、学年副主任、担任、当該学年教員  
○養護教諭 ○スクールカウンセラー、○教育相談員、部活動顧問等  
(○は生徒支援委員会のメンバー。ただし、事案に応じて、柔軟に対応する。)

#### 3 対応方針の決定

対応方針の決定

- ・被害者からの事情聴取と支援
- ・加害者からの事情聴取と指導
- ・周囲の児童生徒と全体への指導
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応

#### 4 事実の究明と支援・指導

(1) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。

#### 5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童生徒への指導

## (1) 被害者（いじめられた生徒）への対応

### 【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒の味方になる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

### 【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- いじめている側の生徒との今後の付き合い方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず、経過を見守る。

### 【経過観察】

- 生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
- 自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

## (2) 加害者（いじめた生徒）への対応

### 【基本的な姿勢】

- いじめを行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

### 【事実の確認】

- うそやごまかしのない事実確認を行う。

### 【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場をふりかえらせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

### 【経過観察等】

- 生活ノートや面談などを通して、教員との交流を続けながら成長を確認していく。

## (3) 観衆、傍観者への対応

### 【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

### 【事実確認】

- いじめの事実を告げることは「チクリ」などというものではないこと、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

### 【指導】

- 周囲ではやし立てていたものや傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
- いじめを許さない集団作りに向けた話し合いを深める。

### 【経過観察等】

- 学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
- いじめが解決したと思われる場合でも、注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

## □保護者との連携

### (1) いじめられている生徒の保護者との連携

- 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- 学校として徹底して生徒を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。

○対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

(2) いじめている生徒の保護者との連携

○事情聴取後、家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。

○相手の生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

○誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

(3) 保護者との日常的な連携

○年度当初から、PTA 集会などでいじめの問題に対する学校の認識や、対応方針、方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

○いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

□関係機関との連携

○いじめの解決には、大学、警察、児童相談所、医療機関等の連携を行うことも考えられる。

連携を必要とする状況	関係機関
・指導方針や解決用法について相談したい。	子ども総合サポートセンター 群馬県総合教育センター(子ども教育相談室)
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。	中央児童相談所、前橋東警察、大学
・いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。	医療機関、大学
・いじめられた生徒、いじめた生徒の心のケアが必要である	中央児童相談所、大学

## 5 いじめ問題への組織対応

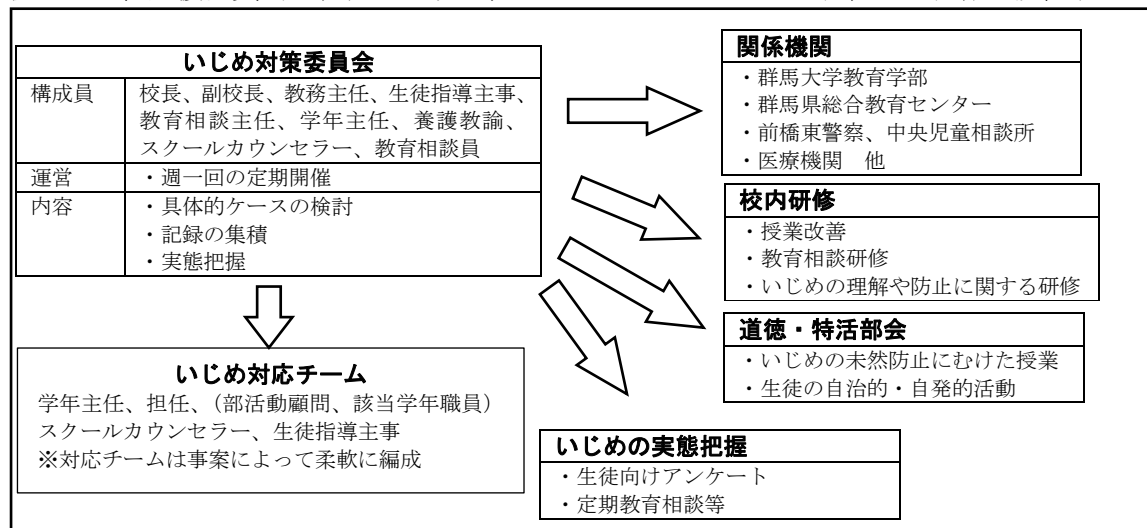
□組織対応の基本的考え方

「いじめは、どの学校にも、どの学級にもどの生徒にも起こりうる」との前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことを大原則とする

1. いじめ問題はチームで対応することを原則とする。
2. いじめ対策に同一歩調で取り組む組織やルールを作る。
3. いじめの早期発見等への手だてを組織的にを行い、早期対応が図れるようにする。
4. 各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
5. 問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。

□いじめ対策委員会の設置

本校では生徒支援委員会が役割を担うが、ケースに応じていじめに特化した組織を設置するものとする。



□いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

(1) いじめ問題に対応するための共通理解

○いじめの態様に関する認識←事態を軽視する見方があるといじめが蔓延する。

○いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図る。

(2) いじめ問題の対応に必要な教員の姿勢

○人権意識を研ぎ澄ます

○いじめ問題には必ず組織で対応

○いじめは自分の眼だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立って、生徒や保護者からの通報、他の教職員からの情報に真摯に対応する。

○自分が担当する学級、授業、部活動等を常にオープンにして、多くの教員や保護者等の目に触れるようにしておく。

(3) いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは当事者間の状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合がある。

- ・暴行罪（刑法第208条）・傷害罪（同第204条）・脅迫罪（同第222条）
- ・恐喝罪（同第249条） ・侮辱罪（同第231条）・名誉棄損罪（同第230条）

## 6 いじめ防止全体計画

月	学校行事等	取り組みの内容	中心となる担当者 対応する組織	授業との関連	校内研修との関連
4月	新任式・始業式・ 入学式 新入生歓迎会	生徒支援委員会(毎週) 生活に関するアンケート(毎月)	生徒指導主事 教育相談担当	友だちを紹介しよう (学級活動)	いじめ防止全体計画の共通理解
5月	赤城合宿訓練 東京校外学習			旅行宿泊的行事に向けての準備(学級活動)	
6月	修学旅行 いじめ防止強化 月間	定期教育相談 前橋市いじめフォーラムへの参加	教育相談担当 生徒指導主事 学友会指導担当		
7月	中体連壮行会				生徒指導研修
8月		群馬県いじめサミットへの参加	生徒指導主事 学友会指導担当		
9月	公開研究会 体育大会				公開研究会
10月	文化祭	定期教育相談	教育相談担当		
11月					
12月	人権週間 いじめ防止強化 月間	人権講和	人権教育担当	いじめに関する道徳	生徒指導研修
1月		定期教育相談	教育相談担当		
2月					
3月	送別会 卒業式				

## 7 関係資料

### 生活に関するアンケート（4月）

年 組 番 氏名

これは、あなたの学校生活についてのアンケートです。4月からの学校生活を振り返り、困っていることや悩んでいることなどについて、素直に書いてください。

これからの学校生活がさらに充実したものになるように、アンケートに書かれたことを参考にしながら、先生たちも一緒に考えていきたいと思います（当然、秘密は厳守します）。

1 学校生活で楽しいことは何ですか。

2 今、困っていることや悩んでいることなどを、具体的に書いてください。

3 12月からの学校生活で、嫌なことを言われたりされたりしたことがありますか。

ある人は①に、ない人は②に○を付けてください。

また、①に○を付けた人は、その内容を具体的に書いてください。

① ある                      ② ない

4 あなたの所属するクラスや部活動で、嫌なことを言われたりされたりしている人を知っていますか。

知っている人は①に、知らない人は②に○を付けてください。

また、①に○を付けた人は、その人の名前、いじめている人の名前、知っていることを具体的に書いてください。

① 知っている      ② 知らない

いじめられている人	いじめている人	知っていること

5 現在の附属中生のよいところやさらに改善できるとよい点を書いてください。

以前よりよくなった点改善できるとよい点

6 学級や学年、部活動での問題などを解決するために、先生方にしてもらいたいことがあったら、書いて下さい。

7 家庭での様子について答えてください。

起床時刻	就寝時刻	朝食の摂食	塾・習い事の日数	塾・習い事の内容
時頃	時頃	有 無	週 日	

8 携帯端末を所有していますか？

（ここでいう携帯端末とは、携帯電話、スマートフォン、PSPなどのインターネットに接続できる携帯ゲーム機、パソコンなどを指します。）

① 所有している      ② 所有していない      ③ 家族のものを使用

9 8の質問で①③と答えた生徒のみ答えてください。

どのような携帯端末を所有していますか。具体的に記入してください。（複数可）

10 8の質問で①③と答えた生徒のみ答えてください。

一日の使用時間は主にどのくらいですか？複数答えた方は、それぞれについて時間を記入してください。

① 30分以内      ② 1時間程度      ③ 1時間以上

## いじめ発見のチェックポイント（進学・進級期用）

### <表情・日常の行動の様子>

- 元気がない、顔色が悪い、食欲不振等の状態が続いている。
- 何かにおびえたり、人目を気にしていたりする様子が見られる。
- 話しかけても避けたり、急によそよそしいそぶりを見せたりする。
- 教員に何か話したそうだが、話せないような様子が見られる。
- 理由のはっきりしない遅刻・早退・欠席等が増える。
- 席替えて特定の子を避けたりしている様子が見られる。
- 班編成で特定の子が避けられたり、なかなか班が決まらなかったりしている。
- 保健室や相談室、教員室に行きたがる。
- 人目のつかないところ（トイレや階段等）にいることが多い。

### <身の回りの物の変化>

- 机やいす、ノート、カバン、ロッカー等へのいたずら書きをされる。
- 机やいす、持ち物等が壊される。
- もの隠しや靴かかしがあったり、持ち物がよけられたりする。

### <休み時間や給食時の様子>

- 衣服や持ち物に汚れや靴のあとなどが見られる。
- 一人ぼっちでいたり、いつも友達の後ろについていたりする。
- 一人だけ遅れて教室に入ってくる。
- 衣服の破れや、不自然な擦り傷、打ち身などが見られる。

### <学習面>

- 発表するとヤジられたり、正しいことを言っても支持されなかったりする。
- 急に忘れ物が増える。
- 授業中うつむいていることが多くなったり、発言が減ったりしている。
- 突然大きな声を出したり、奇抜なことを言ったりする様子が見られる。



### いじめ発見のチェックポイント（学校用）

<学校>教員は一人一人の生徒が救いを求めて発する小さなサイン（言葉や表情、しぐさ）を見逃さずに、早期に対応することが大切です。

<登下校時>

- 遅刻・欠席が増える（3日目までにチェック）
- 始業時刻ギリギリの登校が目立つ
- 教職員と視線が合わず、うつむいている。挨拶をしなくなる。
- 一緒に登下校する友人が違ってくる。

<朝の会>

- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 持ち物が紛失したり、落書きされたりする。
- 欠席、遅刻、早退の理由を明確に言わない。

<授業中>

- 保健室、トイレに行くようになる。
- 授業道具等の忘れ物が目立つ。
- 周囲の子が机、イスを話して座ろうとする。
- 決められた座席と違う場所に座っている。
- 教科書、ノート等に落書き、汚れがある。
- 正しい答えを冷やかされる。発言すると周囲がざわつく。
- 他の児童生徒から発言を強要される。突然個人名が出される。
- 球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。

<休み時間・昼食時・清掃時>

- 一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- 遊びと称して友達とふざけ合っているが表情がさえない。
- 掃除が終わっているのに、後片付けを一人でしている。

<放課後>

- 用事がないのに教員や教員室の周りにいる。
- 靴や傘などの持ち物が紛失する。
- 帰りの会に必ず遅れてくる個人やグループがいる。配布したプリント等が特定の子にわたらない。
- 生活日誌に何も書かなくなる。
- あわてて下校する。またはいつまでも学校に残っている。

<その他>

- 教科書や机、掲示物にいたずら書きをされる。
- たたかれる、押される、蹴られる、突かれるなどちょっかいを出される。
- 独り言を言ったり、急に大声を出したりする。
- 教員と視線を合わさない。話すときに不安そうな表情をする。
- 宿題などの提出が遅れる。
- 刃物など、危険なものを所持する。

### いじめ発見のチェックポイント（家庭用）

いじめの対応で大切なことは、いじめの兆候に早く気づき、早期に対応を図ることです。家庭で注意しておきたい「いじめのサイン」としては、次のようなものが挙げられます。

- 衣服の汚れや破れが見られたり、よくけがをししたりしている。
- 風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。（殴られた傷跡やあざなどを見られるのを避けるため）
- 買い与えたものが紛失したり、壊されたり、落書きされたりしている。
- 家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- 食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- 激しい口調の寝言や助けを求める寝言を言ったり、うなされたりすることが多くなる。
- 表情が暗くなり、言葉数が減る。
- イライラして反抗的になったり、急に口数が少なくなって元気がなくなったりする。
- 部屋に閉じこもりがちになり、ため息をついたり、考え事をしたりする。
- 言葉使いが荒くなり、親や兄弟に反抗したり、ペットをいじめたり、物に八つ当たりする。
- 親から視線をそらしたり、家庭から話しかけられることを嫌がったりする。
- 刃物など、危険なものを隠し持つようになる。
- 登校時刻になると、頭痛・腹痛・吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- 学校を早退したり、用事もないのに帰宅時間が早くなったり遅くなったりする。
- 転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言ったりする。
- 親しい友人が来なくなり、見かけないものがよく訪ねてくる。
- 不審な電話や嫌がらせの手紙、メールが来る。友人からの電話で急な外出が増える。
- 自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心をもつ。
- 投げやりで集中力がなくなる。些細なことでも決断できない。
- テレビゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。
- 急に学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。
- 急激に成績が下がる。

### いじめ電話相談

いじめ相談ホットライン	0120-889756（群馬県総合教育センター子ども教育相談室）
全国統一いじめ相談ダイヤル	0120-0-78310（所在地の教育委員会へ転送）
子ども教育相談室	0270-26-9200（群馬県総合教育センター）
群馬県教委義務教育課	027-226-4619（群馬県教育委員会義務教育課生徒指導係）
少年育成センター	027-254-3741（群馬県警少年課付置機関）
こどもホットライン24	0120-783-884（群馬県中央児童相談所）
よい子のダイヤル	027-224-4152（群馬県生涯学習センター）
こころの健康センター	027-263-1156（群馬県こころの健康センター）
教育臨床相談室	027-220-7300（群馬大学教育学部附属学校教育臨床総合センター）
子どもの人権110番	0570-070-110（前橋地方法務局人権擁護課）